

・・・文章中のこのマーク  をクリックして詳しい情報をどうぞ・・・

<法 務>

今度の民法改正案では、  
**20年**以上連れ添った  
ご夫婦であれば・・・

自宅は妻へ  
**生前贈与**しました

**遺言書**で  
自宅は夫へ**贈与**  
と指定済

**贈与**の意思を示せば、**ご自宅**を  
**遺産分割の対象外**にすることも！

※内容のご質問等については、TEL 0258-35-4444 担当 高野・池田・堀井 まで

※配信中止等のお問い合わせは、ホームページ [http://www.3d-m.jp/n\\_contents/stopform.html](http://www.3d-m.jp/n_contents/stopform.html) からお願いします。

各種相談受け付けております。

ワンストップ相談会 毎週金曜日 TEL 0258-36-2685 (要事前予約)

個人に関すること、経営に関することを各専門家がワンストップでご相談に応じます。